

第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保の方策」について

~ 四日市市こども計画 第5章~

第5章 第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みと確保方策の設定にあたって

本章では、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めます。本市の「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という)に続く、「第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第3期計画」という)を策定し、子ども・子育てに必要とされる各主要事業の量の見込みや、その提供体制の確保方策及び実施時期を示します。

(1) 事業の提供区域の設定

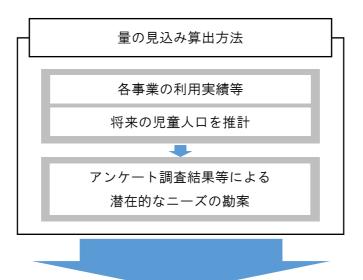
国が示す基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。「第2期計画」では、市域を3ブロックに分けるなどし、提供区域の設定を行ってきましたが、教育・保育施設の整備が一巡したことや、利用者の選択肢が居住区域の周辺に限定されない状況が生じていることから、「第3期計画」では、少子化を見据え、必要利用定員の総数に対し、確保方策を弾力的に実施するため、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同様に市全域を1つの提供区域と設定します。

	対象施設及び事業名
教育・保育	保育園、幼稚園、こども園、地域型保育事業所調整中
地域子ど も・子育て 支援事業	 (1)延長保育事業 (2)一時預かり事業(幼稚園等の預かり保育)(保育園等の一時保育) (3)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) (4)子育て短期支援事業(ショートステイ事業) (5)病児保育事業 (6)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (7)放課後児童健全育成事業(学童保育所) (8)利用者支援事業 (9)妊婦健康診査 (10)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) (11)養育支援訪問事業 (12)子育て世帯訪問支援事業 (13)親子関係形成支援事業 (14)実費徴収に係る補足給付を行う事業 (15)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(2)「量の見込み」と「確保の方策」の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、「量の見込み」と「確保の方策」を定めることになっています。

本計画においては、下記の要領で「量の見込み」と「確保の方策」を設定します。



教育・保育の量の見込み (必要利用定員総数) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (目標事業量)

- <認定区分ごとに定める>
- ◇1号認定 ~ 3歳以上の 幼稚園や認定こども園
- ◇2号認定 ~ 3歳以上の 保育園や認定こども園
- ◇3号認定 ~ 3歳未満の 保育園や認定こども園 地域型保育事業所

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 地域子育て支援拠点事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 病児保育事業
- (6) 子育て援助活動支援事業
- (7) 放課後児童健全育成事業
- (8) 利用者支援事業
- (9) 妊婦健康診査
- (10)乳児家庭全戸訪問事業
- (11)養育支援訪問事業
- (12)子育て世帯訪問支援事業
- (13)親子関係形成支援事業
- (14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

確保の方策 (提供体制の確保の内容) 確保の方策 (提供体制の確保の内容)

(3) 人口推計

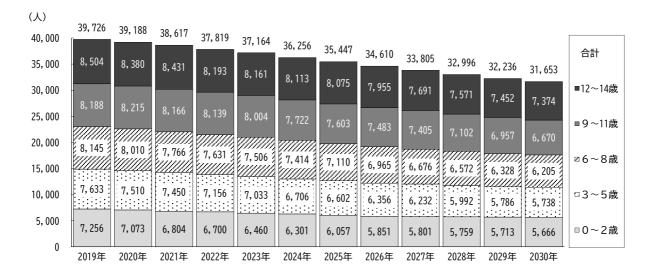
量の見込みを算出するにあたり、過去の男女別・年齢別人口の動態に基づいて推計を行いました。なお、推計方法は、最も一般的な手法であり、正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法」を採用しています。

(グラフ: 2023 年以前は実績、2024 年以降は推計)

四日市市の人口推計

(人)											
	311, 431 311, 527	310,610 309,33	8 308, 752	306, 634	305, 212	303, 703	302, 094	300, 400	298, 596	296, 748	
300,000	40, 271 41, 338	41, 560 42, 493	44, 302	46,046	47, 398	48, 231	48, 529	48,608	48, 481	48, 140	合計
250,000	- 39, 552 38, 900	39, 189 38, 58	36, 436	34, 868	33, 549	32,770	32, 565	32, 763	33, 130	33, 968	■75歳以上
200,000	10E 010 107 220									33, 900	■65~74歳
150,000	105, 818 106, 220	106, 210 106, 08	5 106, 322	106, 151	106, 058	105, 593	105, 129	104, 205	103, 413	102, 298	☑40~64歳
100,000	86, 064 85, 881	85, 034 84, 360	84, 528	83, 313	02.7/0	02.400					□15~39歳
50,000		04, 300	04, 320	03, 313	82,760	82, 499	82, 066	81,828	81, 336	80, 689	
0	39, 726 39, 188	38, 617 37, 819	37, 164	36, 256	35, 447	34, 610	33, 805	32, 996	32, 236	31,653	□ 0 ~14歳
U	2019年 2020年	2021年 2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	

四日市市の人口推計(0~14歳まで)



人口推計の結果、少子化により、人口減少が進むと推計され、0~14歳までの児童数が今後 5年間で約10%減少すると予測されます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

① 利用実績の推移

〔1号認定:幼稚園・認定こども園教育利用の実績の推移〕(各年度5月1日時点)

年齢	R2	R3	R4	R5	R6
満 3·3·4·5 歳児	3, 595	3, 511	3, 251	3, 132	2, 897
施設数	36	36	36	39	47

[2号認定:3歳以上の保育園・認定こども園保育利用の実績の推移](各年度4月1日時点)

年齢	R2	R3	R4	R5	R6
3 歳児	1, 183	1, 143	1, 142	1, 173	1, 110
4 歳児	1, 196	1, 251	1, 179	1, 202	1, 238
5 歳児	1, 135	1, 225	1, 246	1, 191	1, 208
全体	3, 514	3, 619	3, 567	3, 566	3, 556
					_
施設数	55	54	54	54	55

[3号認定:3歳未満の保育園・認定こども園保育利用の実績の推移](各年度4月1日時点)

年齢	R2	R3	R4	R5	R6
0 歳児	223	206	190	238	202
1 歳児	843	867	814	846	838
2 歳児	1, 025	1, 023	1, 044	1, 009	1, 068
全体	2, 091	2, 096	2, 048	2, 093	2, 108
施設数	76	75	75	75	76

〔待機児童数の推移〕(各年度4月1日時点)

年齢	R2	R3	R4	R5	R6
0 歳児	0	0	0	0	3
1 歳児	0	0	0	0	43
2 歳児	0	0	0	0	13
3 歳児	0	0	0	0	12
4 歳児	0	0	0	0	1
5 歳児	0	0	0	0	0
全体	0	0	0	0	72

<u></u>					
入園待ち児童	95	143	138	170	278

今和	7 .	午	曲
ᄁᄱ	/ ·		ノマ

令和8年度

		1号	2号	3	号
		3·4·5 歳	3·4·5 歳	0歳	1 · 2 歳
①量(の見込み(必要利用定員総数)	2, 823	3, 516	221	1, 913
②提信	共体制の確保の内容	4, 526	3, 805	454	2, 059
		3, 950			
			1, 882	212	968
	こども園	576	1, 888	174	822
	こども園(鈴鹿市)		35	4	17
	 地域型保育事業			64	252
2-0	$\overline{\mathbb{D}}$	1, 703	289	233	146

1号	2号	3号	
3·4·5 歳	3·4·5 歳	0歳	1 · 2 歳
2, 629	3, 476	230	1, 868

令和9年度

令和10年度

令和11年度

1号	2号	3	号
3·4·5 歳	3·4·5 歳	0歳	1 · 2 歳
2, 508	3, 489	238	1, 904

1号	2号	3	号
3·4·5 歳	3·4·5 歳	0歳	1 · 2 歳
2, 327	3, 436	245	1, 943
		L	

1号	2号	3号	
3·4·5 歳	3·4·5 歳	0歳	1 · 2 歳
2, 169	3, 391	251	1, 980

③ 提供体制の確保内容の考え方

令和8年度~11年度の提供体制の確保の内容、考え方については、令和6年8月、9 月に開催する「幼児教育・保育部会準備会」にて協議の上、決定し、次回、子ども・子 育て会議にて、報告します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

保育園、こども園(保育認定)の在園児を対象に、通常の利用時間以外の時間において保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	32	32	32	32	32
利用児童数	222	218	223	211	-

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[人]

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)	228	226	229	229	230
②提供体制の確保の内容	273	273	273	273	273
2-1	60	62	61	60	59

② 提供体制の確保内容の考え方

引き続き、延長保育のニーズに応じた提供体制の確保を図ります。

(2) -1 一時預かり事業(幼稚園等における一時預かり・預かり保育)

幼稚園、こども園(教育認定)の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜日·夏 休み等の長期休業期間中において、保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
延べ利用児童数	86,676	81,578	91,622	98,635	_

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)	95,322	91,383	89,724	85,589	82,000
②提供体制の確保の内容	95,322	91,383	89,724	85,589	82,000
2-1	0	0	0	0	0

② 提供体制の確保内容の考え方

既存施設の提供体制で確保が図れているため、引き続き、事業を継続します。

(2) -2 一時預かり事業(保育園等における一時保育)

親の私用やリフレッシュ等を目的として利用できる子どもの一時的な保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	17	17	17	19	22
延べ利用児童数	5,193	5,566	6,153	6,291	_

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)	5,672	5,423	5,269	5,142	5,016
②提供体制の確保の内容	6,872	6,872	6,872	6,872	6,872
2-1	1,200	1,449	1,603	1,730	1,856

② 提供体制の確保内容の考え方

引き続き、一時保育の二一ズに応じた提供体制を確保します。

(3) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、育児負担の軽減と育児不安の解消を目的として、子育てについての相談や情報提供その他の支援を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	20	22	23	23	23
延べ利用者数	71,479	73,810	94,039	104,059	_

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

〔延べ人数〕

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)	102,226	104,647	108,175	111,650	114,790
②提供体制の確保の内容	121,719	121,719	121,719	121,719	121,719
2-1	19,493	17,072	13,544	10,069	6,929

② 提供体制の確保内容の考え方

単独型2か所、保育園・こども園併設型19か所、医療機関併設型2か所の計23か所の子育で支援センターにおいて、それぞれの特色を生かしながら育児相談や子育でに関する情報提供、子どもたちの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供できる体制を確保します。また、子育で支援センターがない地区への新規開設を目指し、こども園への移行などを機会に関係機関との調整を図ります。

(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)

保護者の疾病等の事情により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を 必要とする場合等に、施設において子どもを一時的に養育又は保護を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
延べ利用日数	672	579	460	530	_

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

〔延べ利用日数〕

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)	554	539	536	528	520
②提供体制の確保内容	600	600	600	600	600
2-1	46	61	64	72	80

② 提供体制の確保内容の考え方

ショートステイについては、児童養護施設及び乳児院を事業所指定して実施しているため、各施設の受入可能人数に制限があります。また、さらなる提供体制充実の方策としては、里親での一時預かりが考えられるものの、事業利用者のニーズ、里親の受け入れ体制、事業の利用調整体制等に課題があり、引き続き調査研究が必要です。

(5) 病児保育事業

保護者の就労等の都合により、保育園や幼稚園、こども園、小学校に通っている児童が 病気又は病気の回復期にあるが、まだ集団生活に不安がある間、一時的に児童の保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移(各年度累計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	3	4	4	4	4
延べ利用者数	434	1,147	1,428	2,164	-

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)	2,400	2,604	2,828	3,037	3,226
②提供体制の確保内容	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540
2-1	1,140	936	712	503	314

② 提供体制の確保内容の考え方

病児保育室は、第2期計画期間において新たに1か所を開室し、市内のおおむね東西 南北の各地域に1か所ずつ配置することができましたが、引き続き利用率の状況を注 視し、市内医療機関の協力を得ながら、定員の拡充や開室時間等について検討します。

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事

業)

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員として登録し、相互の信頼と了解のもとに育児の援助を行います。

■提供区域 市全域

■利用実態の推移(各年度累計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
依頼会員数	875	882	850	874	-
援助会員数	576	577	579	571	_
両方会員数	51	51	48	49	-
活動件数	1,282	1,144	1,396	1,330	-
預かり等(就学前)	806	695	789	858	_
預かり等(小学生)	475	448	603	465	_
病児	0	0	0	0	_
緊急対応等	1	1	4	7	_

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[延べ人数]

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)	1,396	1,386	1,384	1,373	1,363
②提供体制の確保の内容	1,984	1,984	1,984	1,984	1,984
2-1	588	598	600	611	621

② 提供体制の確保内容の考え方

地域で行う子育で相互援助活動は、近年では保育園や幼稚園、こども園、小学校、学 童保育所、習い事等への送迎が活動内容の大半を占めており、教育・保育等の補完的な 役割と保護者の緊急サポート的な役割が大きくなっていますが、一部地域における依 頼会員と援助会員の不均衡の改善に至っていないことから、事業の認知度を高め、相 互援助活動の理解を深めるための一層の周知に努めます。

(7) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

保護者の就労等により、昼間、留守家庭の小学校児童が放課後や夏休みなどに学童保育 所に通所し、適切な遊びや指導員による健康管理、安全確保、情緒の安定など、家庭の保護 機能の補完的役割を果たす生活の場として保育を行います。

■提供区域 市全域

■利用実績の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
学童保育所数	66	68	69	72	73
利用児童数	2,277	2,387	2,457	2,610	3,023

※R5 までは年間平均、R6 は 4 月時点

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[人]

年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)	3,082	3,179	3,170	3,248	3,302
②提供体制の確保の内容	3,401	3,585	3,709	3,709	3,709
2-1	319	406	539	461	407

※量の見込みは4月時点の人数を推計

② 提供体制の確保内容の考え方

子どもたちが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、学校施設をはじめ、学校周辺の公共施設の利活用を推進するとともに、利用児童数の増加に対応した受け入れ枠拡大の支援に取り組みます。

学童保育所の整備にあたっては、安全・安心の確保に加え、生活の場として相応しい 環境が整えられるよう支援の充実を図ります。

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、その選択に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。

■提供区域 市全域

■配置状況

類型	配置場所
特定型	総合会館3階こども未来課内
基本型	単独型橋北子育て支援センター
	単独型塩浜子育て支援センター
	こども子育て交流プラザ
こども家庭センター型	総合会館3階
	こども保健福祉課・こども家庭課内

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

〔か所〕

	年度	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(目標事業量)		5	5	5	5	5
②提供体制の確保内容		5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	基本型	3	3	3	3	3
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
2-	-①	0	0	0	0	0

② 提供体制の確保内容の考え方

各施設に配置された利用者支援専門員間の情報共有や連携体制の充実を図りながら、 子育て支援情報の発信に取り組み、また、橋渡し役としてそれぞれの家庭に合った子 育て支援の情報提供や相談、助言等を行います。

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため、妊婦が希望する医療機関で適切な妊婦健診が受診できるよう公費で負担して実施します。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移(各年度累計)

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
妊娠扂	届出者数	2,266	2,277	2,157	2,047	-
₩ = ٨	1~5回	10,474	10,852	10,358	9,764	-
受診 者数	6~10回	9,654	10,289	9,566	9,053	-
百奴	11 回~14 回	5,014	5,342	4,965	4,603	-

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

〔人、回〕

	年度	R7	R8	R9	R10	R11		
量の見込み	人数	1,924	1,911	1,895	1,877	1,864		
(目標事業量)	健診回数 (一人あたり)	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3		
	実施場所	妊婦健康診:	査を受診できる	る三重県内の	医療機関及び	助産所		
提供体制の確保の	実施体制	三重県市長会が委託した医療機関及び助産所						
内容	検査項目	三重県及び	三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容					
	実施時期	妊娠届出の	日から出産の日		施)			

② 提供体制の確保内容の考え方

妊婦の健康意識の向上と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。三重県市長会として、三重県医師会及び県内の妊婦健康診査を実施できる医療機関、助産所と委託契約を締結し、公平な受診機会と必要な検査項目を確保します。

また、里帰り出産などのため、県外の医療機関や助産院で妊婦健康診査を受診した場合は、契約単価を上限として費用の助成を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

保健師・助産師・看護師及びこんにちは赤ちゃん訪問員が、おおむね生後 4 か月に達するまでの乳児がいる家庭をすべて訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境等の把握を行います。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移(各年度累計)

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
Н	出生届出数	2,134	2,266	2,159	1,968	_
(対象者数)	2,134	2,200	2,109	1,900	
Ē	 方問実施者数	2,241	2,249	2,263	2,074	
	専門職の訪問	814	730	753	694	
	訪問員の訪問	1,427	1,519	1,541	1,406	_

訪問実施者数=対応者数、専門職と訪問員の重複有

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

[人]

	年度	R7	R8	R9	R10	R11					
量の見込み(目標事業量)		1,937	1,937 1,924 1,911 1,895 1,8								
実施体制		こんにちは赤	こんにちは赤ちゃん訪問員及び市職員(保健師・助産師・看護師)								
佐沢仲削り碓床内谷	提供体制の確保内容 実施機関		٦	ども保健福祉	課	こども保健福祉課					

② 提供体制の確保内容の考え方

各年度の0歳児人口を目標事業量とし、100%実施できる体制を確保します。こんにちは赤ちゃん訪問員と市職員(保健師・助産師・看護師)が連携して訪問し、必要に応じて情報共有しながら、生後4か月に達するまでのすべての乳児がいる家庭を訪問します。

また、長期入院や長期里帰りの場合、生後4か月以降も状況把握に努め、自宅へ戻った後、家庭訪問を実施するなど、全数訪問を目標とします。

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師や養育支援訪問員(保育士等)が訪問して、支援計画に基づき、養育に関する相談、指導、助言等の専門的支援を行います。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移(各年度累計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
訪問家庭数	78	30	36	26	_
延べ訪問数	749	203	326	226	-

① 量の見込みと提供体制の確保の内容

〔世帯、回〕

	年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (目標事業量)	訪問家庭数	30	30	30	30	30
	延べ訪問数	360	360	360	360	360
提供体制の 確保の内容	実施体制	支援計画に基づく養育支援訪問員及び保健師等の派遣 ・養育支援訪問員(保育士等)2名及び保健師等が、概ね週1回程度の家庭訪問を実施し、養育に関する相談、指導、助言等の専門的支援を実施します。				
	実施機関	こども家庭課				

② 提供体制の確保内容の考え方

訪問は、養育支援訪問員が主体となって実施しており、原則として、保健師や助産師による支援は、養育支援訪問員の訪問時に補完的に行われます。訪問による支援については、1世帯あたり週1回×3か月、計12回の実施を原則としており、養育支援訪問員1人あたりに係る年間支援世帯の上限は、概ね16世帯程度を想定しています。

事業実施体制としては、今後も、養育支援訪問員2名による実施体制(約30世帯の支援)を確保し、事前アセスメントによる支援計画の作成、支援の実施、実施後の評価、支援改善というプロセスを特に重視しつつ、対象世帯へのきめ細やかな寄り添い支援を実施していきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業 として新たに創設された事業であるため、当事業の実施を検討しています。

(13) 親子関係形成支援事業

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業 として新たに創設された事業であるため、当事業の実施を検討しています。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

経済的に困難な状況にある世帯の子ども及びすべての第3子以降の子どもが、特定教育・保育等の給付を受けた場合において、実費で徴収される副食費に対し助成し、これらの子どもの円滑な特定教育・保育の利用を図ります。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移(各年度累計)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
延べ支給児童数	6,208	6,375	5,909	5,552	-

① 量の見込み

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(目標事業量)	5,034	4,688	4,472	4,150	3,868

〔人・月〕

② 実施内容

令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、公立幼稚園および新制度に移行していない私立幼稚園における年収360万円未満相当世帯の子ども及びすべての第3子以降の子どもに係る副食費に対して助成を行います。

(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を行う施設等を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助します。

■提供区域 市全域

■事業実績の推移(各年度累計)

年度	R4	R5	R6
対象幼児数	4	2	-

① 量の見込み [人]

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(目標事業量)	2	2	2	2	2

② 実施内容

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を行う施設等に対し、基準適合審査を実施のうえ、その施設等を利用している幼児の保護者に利用料の一部を補助することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。この改正により、従来より「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導等の法に基づく事務の執行などにおいて、市町村は都道府県に協力を要請することができることを踏まえ、本市においても、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導や立入調査等について三重県と情報共有や連携を図ります。